

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法（昭和56年法律第59号）	銀行法
銀行法施行令（昭和57年政令第40号）	銀行法施行令
銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）	銀行法施行規則
信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）	信金法施行規則
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）	協金法施行規則
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	金商法
銀行法施行令第4条第13項第4号及び第16条の2の3第3項第2号並びに銀行法施行規則第13条の11第2項、第14条第2項及び第4項から第6項まで、第14条の2第1項及び第2項並びに第14条の4の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成26年金融庁告示第51号）	告示第51号
信用金庫法施行令第11条第12項第4号並びに信用金庫法施行規則第113条の5第2項、第114条第2項及び第4項から第6項まで、第115条第1項及び第2項並びに第117条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成26年金融庁告示第55号）	告示第55号
協同組合による金融事業に関する法律施行令第3条第12項第4号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第50条の4第2項、第51条第2項及び第4項から第6項まで、第52条第1項及び第2項並びに第54条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成26年金融庁告示第57号）	告示第57号
銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）	自己資本比率告示
信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）	自己資本比率告示（告示第21号）
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等向け監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関向け監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●全般		
1	<p>今回の改訂は、バーゼル銀行監督委員会の規則文書（「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」、2014年4月15日公表）との整合性を図ることを意図したものの理解でよいか。</p> <p>〔 Is it correct that the revisions aim to be consistent with the large exposure framework published by the Basel Committee on Banking Supervision on 15th April 2014 (Supervisory framework for measuring and controlling large exposures) ? 〕</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	<p>施行期日が令和2年4月1日と予定されているが影響を勘案し経過措置の導入を検討してほしい。</p>	<p>今回の改正案の公表から施行までの期間を相当程度確保しており、また、経過措置の必要性が不明であるため、御意見として承ります。</p>
●銀行法施行令		
▼第4条第14項（グループ内取引）		
3	<p>銀行法施行令第4条第14項の「信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者」について、「実質的に同一と認められる者」の判断の目安を、監督指針又はパブリックコメント回答で、一定の考慮すべき要素を示してほしい。個別具体的な事情によると思うものの、全く手掛かりがなければ、銀行としても、判断がつかないように思われる。</p> <p>※同令第16条の2の3第7項についても同様。</p>	<p>銀行法施行規則第14条の6の2において、「実質的に同一と認められる者」を規定しております。</p>
▼第16条の2の3（G-SIBの指定）		
4	<p>銀行法施行令第16条の2の3第3項第2号の「金融庁長官が指定する銀行持株会社」「金融庁長官が指定する者」の判断基準について、一定の考慮すべき要素を示してほしい。</p>	<p>告示第51号第10条において、「金融庁長官が指定する銀行持株会社」及び「金融庁長官が指定する者」を規定しております。</p>
●銀行法施行規則等		
▼第14条の1第1号関係（コールローン）		
5	<p>今般の改正案では、日中物を除くコールローン取引が大口信用供与等規制上の信用の供与等の対象とされている。今後、新規制の運用を開始した後に、当該取引を対象とすることによって金融機関の資金調達を阻害し、かえって市場の安定性に影響を与えるなど</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見等も踏まえ、ストレス状況下において、銀行間市場の安定性を確保する等の必要性が認められる等の理由から「やむを得ない」と認められるときは、あらかじめ一定の枠内においてコールローン取引に係る信用供与等限度額</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	の不都合が生じた場合には、例えば、少なくともオーバーナイト物は信用の供与等の対象外の取引とするなどの対応についても検討してほしい。	超過については銀行法第13条第1項ただし書の承認を行うことが考えられる点を明確化するため、主要行等向け監督指針及び中小・地域金融機関向け監督指針を修正しております。
6	有担保コール取引のうち、ディーリング方式（資金の出し手金融機関から、短資会社が自己勘定で資金を取り入れ、取り手金融機関へ自己勘定で資金を貸し出す方式）については、資金を取り入れる短資会社ではなく、取り手金融機関への信用の供与等として取り扱うとの理解でよいか。	取引相手（ディーリング方式の場合は短資会社）に対する信用の供与等として取り扱います。
7	日中物（債権債務の決済が同日に行われる取引）であれば、先日付けのコール取引も含まれるとの理解でよいか。	大口信用供与等規制の対象外となる取引は、当日中に償還期限を迎えるコール取引のみのため、先日付けの契約を行った時点からコール取引の実行前日までの間は、取引相手への信用の供与等を認識する必要があります。
8	有担保コール取引における『資金の出し手』については、当該取引金額から受入担保（信金法施行規則第115条第1項第1号及び第8号並びに告示第55号第7条に規定するものに限る。）の額（当該担保の時価）を控除し、ネットिंगした上で、資金の取り手に対する信用の供与等の額を算出するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
9	有担保コール取引における『資金の取り手』については、当該取引に係る担保（信金法施行規則第115条第1項第1号及び第8号並びに告示第55号第7条に規定するものを除く。）の差入額（有価証券は時価、手形は額面金額）から借入金額（現金）を控除し、ネットिंगした上で、資金の出し手に対する信用の供与等の額を算出するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
▼第14条第6項関係（ルックスルー）		
10	大口信用規制でもルックスルー方式を導入となっているが、具体的なルックスルーの計算方法は提示されているか。自己資本規制のルックスルーと異なる点は何か。	計算方法については、銀行法施行規則第14条第6項及び告示第51号第4条の3において示しておりますので、自己資本比率規制と大口信用供与等規制の関連条文を御確認ください。
11	ルックスルーはどの程度の頻度で実施する必要があるか。	大口信用供与等規制については、信用供与等限度額を一時点でも超えてはならない規制となっています。そのため、ルックスルーのためのファンド等に係るデータ等の取得については、極力最新のものを採用し、把握・管理に努めていただければと思います。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
12	銀行が投資信託を保有している場合、組み入れられている個別の株式などの個別資産ごとの信用の供与額が自己資本の額の0.25%以下の資産はルックスルーの対象外という理解でよいか。	貴見のとおりです。
13	投資信託内の異なる資産で、供与先が同一の場合は合算し、その額が自己資本額の0.25%以下の場合ルックスルーの対象外という理解でよいか。	基本的には御理解のとおりですが、個別資産ごとの信用の供与等の額が自己資本の額の0.25%未満の資産である場合、各個別資産について名寄せを求める趣旨ではありません。
14	信託社債、SPC 発行の債券やローン（クレジットリンク債、クレジットリンクローン、リパッケージ債など）、ETF、REIT 等の信用供与は、担保債券等、実質的な信用供与先で集計すればよいか。それとも、これまでと同様に個々の信託・SPC ごとに対する与信として集計すればよいか。	告示第51号第4条の3第1項に規定する取引であれば、銀行法施行規則第14条第6項及び同告示第4条の3第2項に従ってルックスルーを実施の上、各個別資産を信用の供与等として管理することとなります。 ただし、REIT などの不動産投資信託は銀行法施行規則第14条第6項ただし書に基づき取り扱います。
15	同種のファンド（例えば日経225に連動するファンド）を複数保有している場合であっても、それぞれのファンド内の個別資産ごとの信用の供与の額が自己資本の1万分の25を下回っている場合はルックスルーは不要という理解でよいか。	貴見のとおりです。
16	バーゼル文書パラ74の部分的なルックスルーは認められていると理解してよいか。（閾値を上回る粒だけ債務者を特定して合算管理、閾値以下の粒はビークルへの与信扱い）	貴見のとおりです。
17	ファンドにキャピタルコールの空き枠がある場合、バーゼルでは掛け目を乗じて与信相当額としてオンバラ化されるが、いまだ出資がなされていないため、その見合いの資産はファンドには存在しない。この場合、見合いの資産はないため、「ファンドへの与信」として扱ってよいか。 バーゼルの不明先（unknown）扱いは、裏付け資産があるにもかかわらず特定できないことへの懲罰であり、キャピタルコールを懲罰する趣旨のものではない。与信相当額としてオンバラ化された分に懲罰ルールを適用するのは過度な扱いであり、「ファンドへの与信」として扱うべきである。	ファンドのキャピタルコールに係る未出資部分の取扱いについては、現に出資が行われていないことに鑑み、銀行法施行規則第14条第6項ただし書に基づき取り扱います。
18	自己資本比率規制において使用するルックスルー明細情報については、自己資本比率算出の基準日に対応する明細情報に代えて	大口信用供与等規制については、信用供与等限度額を一時点でも超えてはならない規制のため、基準日という概念は存在しません。このため、金融機関におかれましては、ルックスルーの

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>当該基準日前の直近の明細情報を利用することも可能となっている。</p> <p>大口信用供与等規制においても同様の扱いが可能であると考えてよいか。</p>	<p>ためのファンド等に係るデータ等の取得については、極力最新のものを採用し、把握・管理に努めていただければと思います。</p>
19	<p>自己資本比率規制に関するQ&Aに定義される「非市場性ファンド」については、当該Q&Aの記載のとおりデータ取得の頻度は高くない（年次 or 半期ごと）と考えられる。大口信用供与等規制においても、実務上、「合理的」と判断されるデータ取得の頻度での対応でよいか。</p>	<p>ここでいう「合理的」と判断されるデータの取得というものがどのようなものなのか不明であるため、一概にお答えすることは困難です。</p> <p>なお、大口信用供与等規制は信用供与等限度額を一時点でも超えてはならない規制のため、金融機関におかれましては、ルックスルーのためのファンド等に係るデータの取得については、極力最新のものを採用し、把握・管理に努めていただければと思います。</p>
20	<p>ファンド等でルックスルーを行う先について、自己資本比率規制上においては裏付けとなる個々の資産及び取引として「裏付けとなる資産等」と定義している一方、大口信用供与等規制においては「個別資産」と定義しており、ファンド等に内包されているオフバランス取引や派生商品取引は信用供与等の額の集計対象にならないとの理解でよいか。</p>	<p>銀行法施行規則第14条第6項の「個別資産」の範囲が不明確であることから、修正し、明確化いたしました。</p>
21	<p>自己資本比率規制上、内部格付手法採用行は株式等エクスポージャーについてロングポジションとの相殺ができないショートポジションをロングポジションとみなして信用リスクアセットの額を計算しているが、大口信用供与等規制においてはファンド等に内包されている株式等エクスポージャーのショートポジションは信用供与等の額の集計対象とはならないとの理解でよいか。</p>	<p>大口信用供与等規制においては、ファンド等に内包されている株式等エクスポージャーのショートポジションは信用の供与等になります。</p>
22	<p>自己資本比率規制上において「資産運用基準方式」「蓋然性方式」「フォールバック方式」を適用したファンドは全てルックスルー不可の先として「擬似同一人」として取り扱うことになるのか。</p> <p>例えば、「蓋然性方式」において蓋然性を疎明する作業の際に、「合理的に」個別資産が自己資本の額の0.25%を超えないと判断できる場合は、当該部分はファンド自身への信用供与等として取り扱い、他の擬似同一人への信用供与等と合算しなくてもよいか。</p>	<p>何をもち「合理的」なのかが不明であるため、一概にお答えすることは困難ですが、ルックスルーについて、個別資産が自己資本の0.25%を下回る場合においては、ファンド自身への信用の供与等となります。</p>
23	<p>ファンド等の中身が実質的に不動産の集合体となっているいわゆるJ-REITや私募REITの投資口などの不動産証券化商品についてはルックスルーが不要であることを確認したい。</p>	<p>REITなどの不動産投資信託については、銀行法施行規則第14条第6項ただし書の規定に基づき取り扱います。</p> <p>なお、告示第51号第4条の3第3項のルックスルーを行うことが不相当である商品等について</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		ては、大口信用供与等規制に関するガイドラインにおいて明記いたします。
24	<p>証券化商品及びファンドといった形態の「間接的信用供与等」における個々の債務者に対する債権などの「個別資産」につき、ルックスルー・アプローチ (LTA) を適用し名寄せ合算による計上・算出を不要とする扱いの範囲を拡大してほしい。具体的には、(1) 個別資産の全て又はほぼ全てが個人(自然人)向けの債権である場合と、個別資産が自己資本比率規制における「リテール向け債権」に該当する場合、及び(2) 原資産に占める最大の個別資産の比重が1%以下など、自己資本比率規制の証券化エクスポージャーにおける「STC 要件」のうちの粒度要件を満たす場合の2類型につき、LTA を不要とする扱いを許容してほしい。</p>	<p>今回の改正においては、ルックスルーについて、個人又は法人の別を問わず、各個別資産が自己資本の額の0.25%以上の場合にはルックスルーを行うなど、国際ルールに従って行うこととしております。</p>
25	<p>自己資本比率規制においては、国際統一基準行に対してはバーゼル銀行監督委員会における合意内容をほぼそのまま国内規制として実施する一方で、国内基準行については日本独自の修正を加えた自己資本比率規制が実施されている。自己資本の定義及び最低要求水準についても違いが見られる。</p> <p>大口信用供与等規制は、日本の規制体系上は自己資本比率規制とは異なるものの、今般の改正案の背後にある「大口エクスポージャー計測と管理の基準」は、バーゼル委はバーゼル合意の第1の柱に位置づけていること、国内基準行には存在しない自己資本比率規制における「Tier 1」を基準自己資本としていることなどから、自己資本比率規制の国内実施事例と同様に、国内基準行についてはやや異なる扱いとすることは検討可能ではないか。</p> <p>国内基準行については、規制案第14条第6項の規定によりLTAを不要とする閾値について、基準自己資本の「1万分の25」未満(0.25%未満)となるため、LTAによる個別原資産の名寄せ合算管理は不要となる場合がほとんどであると思われるものの、自己資本の額が比較的小さい金融機関にとって、これまで要求されることはなかったLTAを適用しなければならない事例が多く出現し、原資産に十分に分散が効いているものを含め、結果的に「証券化商品」や「ファンド」への投資が困難となるおそれがある。本規制の目的は、同一人に対する信用の供与等の額を適切に特定し管理することにより、基準自己資本</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の 25%又は 15%といった上限額を設定する大口信用供与等規制の実効性を高めるところにあり、大口の信用供与等の管理の観点で実務負担とのバランスを考慮してほしい。</p>	
26	<p>ファンド・証券化商品等について、間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与の額を把握すること（いわゆるルックスルーを行うこと）が規定されている。</p> <p>実務的に原資産の明細をリアルタイムで把握することは困難であることから、直近に入手した資料等を利用すること等、具体的な把握の方法に関して QA 等での明確化を希望する。また、当該資料の更新頻度に関しても、実務上の負担を考慮した取扱い（例えば、自己資本比率規制に合わせ、四半期更新等）を希望する。</p>	<p>ルックスルーについては、個別性が強いものもあるため、信用の供与等の額の計算について御不明な点がございましたら、御相談ください。</p> <p>また、更新頻度については、貴重な御意見として承ります。</p>
27	<p>受益証券等が余剰資金を MMF に投資している場合、MMF を更にルックスルーする必要があるか。この場合、情報の取得が困難であり、必ずしも MMF についてのルックスルーを実施せず、擬似同一人に合算することでも問題は無いのか。又は、間接的な信用の供与先を MMF とみなすことでも問題は無いのか。</p>	<p>MMF は告示第 51 号第 4 条の 3 第 1 項の「受益証券等」に該当するため、ルックスルーが必要となります。このため、ルックスルーを行った結果、各個別資産が不明な場合は、擬似同一人への信用の供与等となります。</p>
28	<p>金融庁長官が定める取引として「受益証券等」が挙げられているが、投資信託及び投資法人に関する法律に規定されるものが対象であり、同法以外の法律（例えば、投資事業有限責任組合契約に関する法律、有限事業組合契約に関する法律等）に規定されるものについては必ずしもルックスルーを要するものではないという理解で問題は無いのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
29	<p>受信者合算対象者に含まれるファンドへの出資についても、銀行法施行規則第 14 条第 6 項に基づき、ルックスルーの上、受信者合算の信用供与とせず、個別の資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなすことができるという理解でよいか。</p>	<p>間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして信用の供与等の額を計上・算出することとなります。</p>
30	<p>ファンド・証券化商品等においては、コールローン及び預け金により短期資金運用を行っているのが現状であり、かつ、以下の例示のようにその金額が集中している商品があります。</p> <p>例示： 【ファンド】</p>	<p>国際ルールとの整合性の観点もあることから、貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>マーケット・ベア型の商品で、コールローンと株価指数先物の売り建てで構成されるもの。</p> <p>【証券化商品】 償還が満期一括型（又はコントロールド・アモチ型）で、原資産から発生した元本キャッシュフローを預け金としてプールするもの。</p> <p>このような商品において、コールローン及び預け金を大口信用供与等規制の対象として投資家が枠管理することは実務的に困難であると考えため、ルックスルーを行う対象から除外することを希望する。</p> <p>なお、当該短期資金を規制の対象とした場合、実務上ファンドを利用した保有資産のヘッジ等を適切に実施できない等のリスクが発生することを懸念している。</p>	
31	<p>個別資産ごとの信用の供与等の額が、基準自己資本の額の 0.25%を下回る場合であっても、ルックスルーにより個別資産への信用の供与等の額としてもよいという理解でよいか。</p> <p>また、個別資産ごとの信用の供与等の額が基準自己資本の額の 0.25%を下回った場合に行うルックスルーの場合は、擬似同一人に対する信用の供与への加算は不要という理解でよいか。</p>	<p>前段については貴見のとおりです。</p> <p>後段（また以降）については、仮に、個別資産ごとの信用の供与等の額が自己資本の 0.25%を下回る場合に任意でルックスルーを行うときには、告示第 51 号のとおり処理となりますので、ルックスルーしたものの与信先の特定が著しく困難である場合には、擬似同一人に対する信用の供与等とみなすこととなります。</p> <p>他方、自己資本の 0.25%を下回る場合にルックスルーを行わないのであれば、ファンドへの信用の供与等として取り扱うこととなります。</p>
32	<p>ルックスルーを適用するに際して、ファンドのキャピタルコールに関する既出資部分及び未出資コミットメント部分については、以下のような取扱いも認められるという理解でよいか。</p> <p>（オンバランス項目） 既出資部分を用いて、個々の裏付け資産に対する信用の供与を算出する、あるいは、裏付け資産の特定が困難な場合は、擬似同一人に対する信用の供与として取り扱う。</p> <p>（オフバランス項目） 未出資部分に関しては、未出資コミットメントが全額行使されることを前提に、未出資部分を用いて、個々の裏付け資産に対する信用の供与を算出する、あるいは裏付け資産の特定が困難な場合は、擬似同一人に対する信用の供与として取り扱う。</p>	<p>オンバランス項目については貴見のとおりです。</p> <p>オフバランス項目については、御意見いただいているファンドのキャピタル・コールに係る未出資部分は、現に出資が行われていないことに鑑み、銀行法施行規則第 14 条第 6 項ただし書に基づき取り扱います。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
33	<p>銀行法施行規則第 14 条第 6 項ただし書に指定された全ての「場合」には、当該「間接的信用供与等」すなわち銀行が投資しているファンドや証券化商品を一の与信先として、投資金額を当該与信先への与信等として合算することができるものと考えられるが、この理解で正しいか。</p>	<p>ファンド等の個別資産が自己資本の 0.25%を下回る場合又はそもそもファンド等が告示第 51 号第 4 条の 3 第 3 項に該当する場合においては、ルックスルーは不要で、ファンド等への信用の供与等として取り扱うこととなります。</p>
34	<p>銀行法施行規則第 14 条第 6 項のただし書に指定された「場合」のうち、「当該方法により計上され、又は算出される個別資産ごとの信用の供与等の額が銀行法第 13 条第 1 項本文に規定する自己資本の額の 1 万分の 25 に相当する額を下回る場合」に該当するためには、原資産を構成する全ての個別資産においてその信用の供与等の額が所定の金額を下回っている必要があると考えられるが、この理解で正しいか。</p> <p>(上記理解が正しければ、) バーゼル合意の国際基準として認められている大口規制における合理的な負担軽減措置であると考えられる部分的ルックスルーを可能とする規定を今回の改正案に加えてほしい。</p>	<p>ファンド等を構成する個別資産ごとに自己資本の 0.25%以上の場合はルックスルーを行うこととしているため、個別資産の一部が 0.25%以上の場合であっても、0.25%を下回る個別資産については、ルックスルーを行う必要はありません。</p>
35	<p>ファンドや証券化商品の裏付資産等のルックスルーを行った場合、当該商品における個別資産ごとのエクスポージャーが基準自己資本の 0.25%を下回っていれば、その当該個別資産の発行者等に対する他の信用供与額との合算の対象外となっている。</p> <p>例えば、同一ファンドに異なる時期に複数回出資している場合、又は個別の事情により分割出資したなどの理由で同一ファンドに複数口出資している場合も、1つのファンドとして考えるという理解でよいか。</p> <p>また、同一でないファンドや証券化商品について、ルックスルーによる間接的な信用供与先が同一である場合でも、合算(名寄せ)せず、ファンド・証券化商品ごとに基準自己資本の 0.25%と比較するという理解でよいか。</p>	<p>前段・後段ともに貴見のとおりです。</p>
36	<p>ルックスルーが著しく困難である場合、擬似同一人に対する信用供与とみなして、擬似同一人に対する他の信用供与と合算するとある。</p> <p>裏付資産等の把握・特定が困難であるファンド等は「不明先」とし、他の「不明先」と合算して集計して、「不明先」への合計信用供与額が規制上限を超えてはならないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
37	<p>告示第 51 号第 4 条の 3 第 1 項において、本改正によるルックスルー方式の対象として、「受益証券等に係る取引」と「証券化取引に係る取引」が挙げられているが、これら以外の例えば SPC を用いたリパッケージ債やクレジット・リンク債等も、ルックスルー方式の対象として取り扱えばよいか。</p>	<p>告示第 51 号第 4 条の 3 第 1 項に掲げる取引に該当する取引であれば、銀行法施行規則第 14 条第 6 項に基づくルックスルーを行う必要がありますが、該当しない取引について同様の取扱いを行うことは基本的に想定しておりません。</p>
38	<p>ルックスルー方式の対象として、「受益証券等に係る取引」とある。ファンド向け出資（受益権への投資）に関する考え方は整理されたが、これらを運用するファンド（信託口）に対する一時的な資金の貸付け等についても、出資と同様の扱い（ルックスルー方式）とすべきか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
39	<p>証券化取引の間接的信用供与等の額の計上方法として、原資産の額に対し、同順位のトランシェにおける保有割合による按分方法が規定されている。当該方法による計上は、シニアトランシェの投資家にとって、過度に保守的な計上となり、証券化商品への投資インセンティブを阻害するものになり得ると考える。以下の文例等への修正を希望する。 （修正例） 「裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等と同一順位及び当該順位より下位の順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法」</p>	<p>国際ルールとの整合性の観点もあることから、貴重な御意見として承ります。</p>
40	<p>原資産が不明である場合には、「擬似同一人」に対する信用の供与等とすることが規定されているが、ファンド・証券化商品の組成時においては、即時に原資産の明細を入手することが困難な場合がある。この場合においては、投資額を全額「擬似同一人」への信用の供与等とするのではなく、目論見書等から想定される合理的なポートフォリオ構成を前提とした与信先の把握により対応するこ</p>	<p>国際ルールに従い、今回の改正において、ルックスルーについて、ファンド等の各個別資産が自己資本の 0.25% 以上で、当該個別資産の内容が不明な場合は、「擬似同一人」への信用の供与等とすることとしております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	とが可能な旨を QA 等において明確化してほしい。	
41	<p>ルックスルーの適用対象取引は、あくまで告示第 55 号第 4 条の 3 第 1 項各号に規定されている①受益証券等に係る取引、②証券化取引に係る取引—に限定されていることから、これらの取引に該当しないものの形態が類似する取引（例えば、金銭の信託、特定目的会社や匿名組合・合同会社への出資で優先劣後構造のないもの—等）については、ルックスルーは不要である（現行規制どおり、ストラクチャー自体（信託勘定ごと、SPC ごと—等）に対する信用の供与等として取り扱う）との理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
42	<p>ルックスルーの対象となる勘定の範囲は規定されていないことから、信金法施行規則第 114 条第 1 項から第 4 項までに規定する勘定のいずれかに計上される①受益証券等に係る取引、②証券化取引に係る取引—に該当するもの（例えば、「貸出金勘定に計上される証券化取引」—等）は、ルックスルーを行う必要があるとの理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
43	<p>ETF（上場証券投資信託）は、自己資本比率規制に関する Q&A において、「出資等」とされ、自己資本比率の算出上、ルックスルーを行わないとの取扱いが許容されている。</p> <p>ETF は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券等に該当するものの、大口信用供与等規制においても、自己資本比率規制と同様にルックスルーを行わないとの取扱いが可能との理解でよいか。</p>	<p>受益証券等に該当するものは原則としてルックスルーの対象となることから、ETF についてもルックスルーを行う必要があります。</p>
44	<p>ETN（指数連動証券）は、金商法上の外国社債券に該当することから、ルックスルーは不要との理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
45	<p>投資信託を投資対象とする投資信託についてルックスルーを行う場合、下記①・②のとおり個別資産を認識し、信用の供与等の額を計上又は算出すればよいとの理解でよいか。</p> <p>①ファンド・オブ・ファンズ方式で運用される投資信託</p> <p>投資対象とする複数の投資信託。これらの投資信託のうち、信用の供与等の額が基準自己資本の額（銀行法第 13 条第 1 項本文に規定する自己資本の額）の 0.25% 以上の投資信託については、再度ルックスルー</p>	貴見のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の上、当該投資信託を構成する個別資産に対する信用の供与等の額を把握。</p> <p>②ファミリーファンド方式で運用される投資信託 ベビーファンドが投資対象とするマザーファンドを特定の上、信用の供与等の額が基準自己資本額の0.25%以上のマザーファンドについては、再度ルックスルーを行い、当該マザーファンドを構成する個別資産に対する信用の供与等の額を把握。</p>	
46	<p>「ただし、当該方法により計上又は算出される個別資産ごとの信用の供与等の額が銀行法第13条第1項本文に規定する自己資本の額の1万分の25に相当する額を下回る場合は、この限りではない」とされていることから、基準となる自己資本の額は、あくまで金融機関単体ベースの自己資本の額であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
47	<p>「ただし、当該方法により計上又は算出される個別資産ごとの信用の供与等の額が銀行法第13条第1項本文に規定する自己資本の額の1万分の25に相当する額を下回る場合は、この限りではない」とされていることから、下記のケースについては、“ルックスルーは不要”との理解でよいか。</p> <p>① 投資枠組みごと（1ファンド、1証券化商品。以下同じ。）において、計上又は算出された信用の供与等の額が、基準自己資本額（銀行法第13条第1項本文に規定する自己資本の額）の0.25%を下回っている場合。</p> <p>② 投資枠組みごとにおいて、計上又は算出された信用の供与等の額が基準自己資本額の0.25%以上であるものの、全ての個別資産の額が基準自己資本額の0.25%を下回っている場合。</p> <p>③ 投資枠組みごとにおいて、計上又は算出された信用の供与等の額が基準自己資本額の0.25%以上であるものの、全ての個別資産の額が基準自己資本額の0.25%を下回っていることを合理的に見積もることができる場合（例：ファンドXの銘柄集中度が〇%以下と定められていることから、ファンドXへの信用の供与等の額を踏まえ、全ての個別資産の額が基準自己資本額の0.25%を下回っていると推計される場合）。</p>	<p>一概にお答えすることは困難ですが、ルックスルーについて、個別資産が自己資本の0.25%を下回る場合においては、ファンド自身への信用の供与等となります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
48	<p>例えば、ルックスルーを行ったファンドXの構成資産が以下のような場合、以下のとおり信用の供与等の額を計上又は算出すると の理解でよいか。</p> <p>(ア) ①基準自己資本額の0.25%以上の「A社の第〇〇回無担保普通社債」、②基準自己資本額の0.25%を下回る「A社の普通株式」一が構成資産である場合 ①はA社への信用の供与等、②はファンドX自体への信用の供与等として考える（A社が発行する社債と株式が、それぞれ基準自己資本額の0.25%を下回っているか否かを確認し、0.25%を下回っている個別資産については、ファンドX自身への信用の供与等と考える）。</p> <p>(イ) ①基準自己資本額の0.25%以上の「A社の第〇〇回無担保普通社債」、②基準自己資本額の0.25%を下回る「A社の第△△回無担保普通社債」及び「A社の第◇◇回無担保社債（劣後特約付き）」一が構成資産である場合 ①はA社への信用の供与等、②はファンドX自体への信用の供与等として考える（①・②の各社債は個別資産であり、それぞれ基準自己資本額の0.25%を下回っているか否かを確認し、0.25%を下回っている個別資産については、ファンドX自身への信用の供与等と考える）。</p> <p>(ウ) ①基準自己資本額の0.25%以上であるが投資先が不明（信用の供与等を受けている者を特定することが著しく困難）な資産、②基準自己資本額の0.25%を下回る「A社の普通株式」一が構成資産である場合 ①は「擬似同一人」への信用の供与等、②はファンドX自体への信用の供与等として考える。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
49	<p>例えば、ファンド等の個別資産の全てが、本規制の適用除外取引（日本国債等）である場合であっても、個別資産の額が基準自己資本額の0.25%以上のときには、ルックスルーを行う必要がある（ルックスルーした結果、信用の供与等の額はゼロになる）との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
50	<p>「個別資産の詳細（明細等）に係る情報が入手できない場合」については、告示第55号第4条の3第2項第3号（対象信用供与等に係る個別資産又は当該個別資産に係る債務</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難な場合)に該当し、「擬似同一人」に対する信用の供与等として取り扱えばよいか。</p>	
51	<p>リテール債権を裏付けとする証券化取引、例えば、RMBS（住宅ローン担保証券）については、当該債権を構成する個別資産が基準自己資本額の 0.25%を下回る蓋然性が高いものの、その個別資産（個別の債務者）の明細は開示されておらず、個別資産を特定することが著しく困難であることから、無用に「擬似同一人」への信用の供与等が増加するおそれがある。</p> <p>については、個別資産が基準自己資本の 0.25%を下回る蓋然性が高い取引については、ルックスルーは不要との取扱いとする（証券化商品自体への信用の供与等として取り扱う）こととしてほしい。</p>	<p>何をもって「蓋然性が高い」と判断するのが不明であることから、一概にお答えすることは困難です。貴重な御意見として承ります。</p>
52	<p>受益証券等や証券化取引のうち、その原資産又は個別資産が不動産やコモディティにより構成されている商品については、信用の供与等の額の計上等を行うことが不相当であると認められる場合に該当するとの理解でよいか。</p> <p>その理解でよい場合、例えば、不動産を投資対象とする投資信託等（上場リート、私募リート、不動産私募ファンド）、不動産から生じるキャッシュフローを裏付けとして組成される不動産証券化商品（ノンリコース性と優先劣後構造を有する CMBS（商業不動産担保証券）等）、現物のコモディティを投資対象とするコモディティファンドについては、ルックスルーは不要（当該投資信託や当該証券化商品自体への信用の供与等と取り扱うことができる）との取扱いでよいか。</p>	<p>REIT などの不動産投資信託は、信金法施行規則第 114 条第 6 項ただし書の規定に基づき取り扱います。同項ただし書に該当しないものについては基本的にルックスルーを行うこととなります。</p>
53	<p>例えば、①不動産投資信託を投資対象とする投資信託、②商品先物指数を投資対象とする投資信託については、ルックスルーを行った上で、①は個々の不動産投資信託に対する信用の供与等の額を、②は自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額—を算定する必要があるとの理解でよいか。</p>	
54	<p>間接的信用供与等の裏付けとなる原資産全てが銀行法第 13 条第 1 項本文に規定する自己資本の額の 1 万分の 25 に相当する額を上回っている場合、ルックスルーして原資産のエクスポージャーを管理することとされ</p>	<p>各個別資産が自己資本の 0.25%以上の場合においては、ファンド等の信用の供与等として計上・算出するのではなく、個別資産ごとに信用の供与等として計上・算出することとなります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ているが、当該間接的信用供与等については管理を要さず、信用供与等限度額を超えることも許容されるという理解でよいか。</p>	
55	<p>間接的信用供与等の裏付けとなる原資産全てが自己資本の額の1万分の25に相当する額を下回っている場合、原資産のルックスルーを要しないとされているが、当該間接的信用供与等についても管理を要せず、信用供与等限度額を超えることも許容されるという理解でよいか。</p>	<p>ファンド等自身の信用の供与等として計上・算出することとなります。</p>
56	<p>このような間接的信用供与等は擬似同一人には該当せず、他の擬似同一人と合算管理する必要はないとの認識でよいか。</p>	<p>各個別資産が自己資本の0.25%以上の場合で、当該個別資産が何に対する資産なのか不明な場合は、擬似同一人に対する信用の供与等として計上・算出することとなります。</p>
57	<p>間接的信用供与等の裏付けとなる原資産が、自己資本の額の1万分の25に相当する額以上のものと、自己資本の額の1万分の25を下回っているものが混在している場合、自己資本の額の1万分の25以上の原資産はルックスルーし、それ以外はルックスルーする必要はないという理解でよいか。その場合、当該間接的信用供与等のエクスポージャーはどのように管理すればよいか。</p>	<p>各個別資産が自己資本の0.25%以上のものと0.25%を下回るものが混在する場合、0.25%以上のものについては、個別資産ごとにルックスルーを行い、0.25%を下回るものについては、ファンド等自身の信用の供与等として計上・算出することとなります。</p>
58	<p>信用の供与等の額の算出方法について、以下の具体例で確認させてほしい。 複数の「間接的信用供与等」を所有しており、それぞれの個別資産は「自己資本の1万分の25」に相当する額を下回るものの、それらを合算した場合に1万分の25に相当する額を上回る場合であっても、ただし書が適用されると判断してよいか。 (補足例) ・自己資本の1万分の25に相当する額：1億円 ・X社向けエクスポージャー 直接供与：社債5億円…A 間接供与：指数連動型ETF10億円 (うちX社株式：4千万円)…B 同 20億円 (うちX社株式：8千万円)…C 信用供与等の金額はAでよい(A+B+Cでなくてよい)。</p>	<p>各個別資産が自己資本の0.25%以上の場合はルックスルーを行います。複数のファンド等の同一個別資産を合算(名寄せ)まで行った後に自己資本の0.25%以上との判断は行いません。</p>
59	<p>協金法施行規則第51条第6項ただし書の「自己資本の額の1万分の25に相当する額を下回る場合」について、ルックスルーの除外要件を自己資本の割合に依拠すると、除外</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	適用額の算出を誤る可能性が生ずることや、自己資本の額が少額な組合ほど影響を受けやすいと考えられることから、一定額によることが望ましいものと思慮。	
60	告示第 57 号第 4 条の 3 第 1 項において金融庁長官が定める方法は、受益証券等と証券化取引に限定列挙されているが、自己資本比率告示における「証券化取引」の定義は「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある 2 以上のエクスポージャーに階層化」とある。優先劣後構造のない信託受益権等を通じて間接的に信用の供与等を行った場合、協金法施行規則第 51 条第 6 項は適用されないとの解釈でよいか。	告示第 57 号第 4 条の 3 第 1 項に掲げる取引に該当する場合は、協金法施行規則第 51 条第 6 項が適用されます。
▼第 14 条の 2 第 2 項関係（信用リスク削減手法（CRM））		
61	<p>法案は、標準的手法で保証を勘案する場合は、その残高全てを保証先として扱い与信集中管理することを提案している。</p> <p>標準的手法が保証を勘案する案件の残高全てを保証会社に向け、保証会社の RW を乗じる手法を用いているのは、簡素な枠組みとして RW 方式による所要資本算出を目的としているからであり、与信集中管理を目的としているわけではない。</p> <p>リテールローンプールの場合、保証集中の残高規制としてこうした手法を用いることは、分散の効いたリテールローンプールの全てがデフォルトするというあり得ないシナリオを前提としており、規制として乱暴で過度である。</p> <p>残高による保証集中管理を目的とするのであれば、リテールローンプールの場合、デフォルトした債権残高を保証会社から回収するという考え方が自然であり、リテールローンプールからどれだけデフォルトが生じるのか（保証会社にどれだけ請求が生じるのか）に基づき、上限管理がなされるべきである。</p> <p>仮に、CRM 効果による自己資本比率の向上（資本充実）を問題視するのであれば、それはストレステスト等で CRM 効果がなくなった場合に最低水準を満たすかで検討されればよく、大口規制はあくまで残高の集中度を問題視した規制である。</p> <p>案で提案されている標準的手法の考え方に基づく保証集中の残高管理は、ルールとして単純すぎであり、全ての銀行にこうした規制を一律に導入することは比例原則からも</p>	信用リスク削減手法については、自己資本比率告示においても国内基準行を理由にその取扱いについては違いを設けておらず、左記に挙げる理由も国際統一基準行と国内基準行とを別異に取り扱う理由とはならないものと考えますが、貴重な御意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>過度である。簡素なルールから生じる弊害に関しては、各金融機関の規模、複雑性、ビジネスモデルや実態等を考慮した監督等での対応をお願いしたい。</p> <p>特に、バーゼル委の大口エクスポージャー規制（BCBS283）は、そのまま適用すれば過度となりうることから、パラ 11 で、国内基準行への適用は must/required ではないとし、バーゼル枠組みとは異なるアプローチを認めている。</p> <p>本邦バーゼルⅢ（自己資本比率規制）は国際統一基準行と国内基準行で業務範囲、資本の定義及び最低水準を異にしており、また同じくバーゼルⅢパッケージである流動性規制やレバレッジ比率規制等の適用状況も国際統一基準行と国内基準行で異なる。自己資本比率規制（コア資本比率）の補完としてのバーゼルⅢ大口エクスポージャー規制の適用に関して国内基準行に配慮してほしい。</p>	
62	<p>内部格付手法採用行の場合、リテール向けエクスポージャーに係る保証等の勘案の方法は自己資本比率告示第 162 条に定められているが、当該告示条文では自己資本比率告示第 80 条が準用されていないため、大口信用供与等規制上の保証等の定義「金融庁長官の定める手段」の範囲外となっている。</p> <p>内部格付手法採用行がリテール向けエクスポージャーについて自己資本比率告示第 162 条に基づき信用リスク削減手法を勘案した保証の額は、保証人に対する信用供与等の額として集計する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>自己資本比率告示上、内部格付手法採用行において信用リスク削減手法によりリスクアセットを削減している場合も、当該信用リスク削減手法が自己資本比率告示第 80 条第 1 項において参照する標準的手法の要件を満たす場合には、対象となります。</p>
63	<p>銀行法施行規則第 14 条の 2 第 2 項の規定により、金融機関が、信用リスク区分 4-1（リスクウェイト 20%）の法人 A の保証に基づく信用リスク区分 4-3（リスクウェイト 100%）の法人 B への貸出エクスポージャーについて、自己資本比率算定上、信用リスク削減手法を用いてリスクウェイト 20% を適用している場合、リスク削減手法によりリスク削減を行ったリスクウェイト 80% の相当額が、新たに法人 A に対する与信相当額として追加されることになる。</p> <p>この法人 A の法人 B に対する保証以外に、法人 A への直接的な与信が存在する場合、法人 A に対する信用供与等の額は、両者を合計したものとなるが、法人 A から法人 A の保証履行請求権等を被担保債権とする銀行法施行規則第 14 条の 2 第 1 項の規定に定められ</p>	<p>信用リスク削減手法により付け替えられた法人 A に対する信用の供与等の額についても、銀行法施行規則第 14 条の 2 第 1 項に該当するものが存在するのであれば、それを控除することとなります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>た担保等を取得している場合には、両者を合計した信用供与等の額から、担保等を取得した額を控除することはできるか。</p> <p>すなわち、銀行法施行規則第14条の2第2項の規定により、保証人等に追加された信用供与等の額についても、銀行法施行規則第14条の2第1項による削減が可能であると考えるよいか。</p>	
64	<p>金融機関が、信用リスク区分4-1（リスクウェイト20%）の法人Aの保証に基づく信用リスク区分4-3（リスクウェイト100%）の法人Bへの貸出エクスポージャーについて、自己資本比率算定上、信用リスク削減手法を用いてリスクウェイト20%を適用することができるが、リスクアセットの算定の際に法人Aの保証に基づくリスク削減手法を適用せずに法人Bのリスクウェイトである100%をそのまま適用することにより、銀行法施行規則第14条第2項を適用せず80%のリスク削減相当額を法人Aへ大口信用供与等規制上の与信額として計上しないという対応は可能か（リスクアセットの削減は行わない一方、大口信用供与規制上のエクスポージャーには加算しない）。</p> <p>また、法人A（信用リスク区分4-1）の保証による法人C（信用リスク区分4-3）への貸出しが本件とは別に存在する場合、法人Bについてはリスクアセット算定上リスク削減策の適用を行わずに大口信用供与等規制上の与信額を認識しない一方、法人Cについてはリスクアセット算定上リスク削減策の適用を行って大口信用供与等規制上の与信額として認識することは可能か。</p>	<p>銀行法施行規則第14条の2第2項に規定しているとおり、自己資本比率の計算上、信用リスク削減手法を適用している場合は、大口信用供与等規制の信用の供与等の計算においても同項の規定を適用することとなり、信用リスク削減手法を適用していない場合は、同項の規定は適用されません。</p>
65	<p>債務の保証に関して信用リスク削減手法により保全される額については担保等提供者への信用の供与等とみなすとあるが、本邦におけるリテール与信について保証を付保することは一般的であり、当該措置はダブルデフォルト効果を勘案しておらず、実態を反映していないものと思われる。本邦におけるビジネスモデルを勘案し、国内基準行への配慮をお願いしたい。</p>	<p>信用リスク削減手法については、自己資本比率告示においても国内基準行を理由にその取扱いについては違いを設けておらず、左記に挙げる理由も国際統一基準行と国内基準行とを別異に取り扱う理由とはならないものと考えますが、貴重な御意見として承ります。</p>
66	<p>「信用リスク削減手法により保全される額を当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等の他の信用供与等の額と合計する」とある。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>銀行グループ内取引となることから規制の対象外となります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>告示第 51 号第 8 条第 2 項第 3 号は、銀行持株会社の子法人等の債務の保証については、その対象外としている。</p> <p>銀行の子法人等が債務保証した貸出金に係る債務の保証も対象外になるという理解でよいか。</p>	
67	<p>「信用リスク削減手法により保全される額を当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等の他の信用供与等の額と合計する」とある。</p> <p>例えば、エクスポージャーについて全額保証を受けている場合、「信用リスク削減手法により保全される額」は、エクスポージャーを指すのか、あるいは信用リスク削減手法によるリスクアセットの削減分を指すのか。また、リスクアセットの削減分である場合、リスクアセットの削減分がエクスポージャーを上回ることもあり得るが、その場合はどのように取り扱えばよいか。</p>	<p>銀行法施行規則第 14 条の 2 第 2 項において「自己資本比率を算出する場合」と規定していることから、基本的にはリスクアセットの削減額が「信用リスク削減手法により保全される額」に当たると考えられますが、当該削減額が信用の供与等の額を上回る場合には、信用の供与等の額を上限として算出することとなります。</p>
68	<p>告示第 51 号改正案においては、標準的手法としての信用リスク削減手法のみが規定されているように読めるが、内部格付手法としての信用リスク削減手法も対象としているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、内部格付手法採用行において信用リスク削減手法によりリスクアセットを削減している場合も、当該信用リスク削減手法が自己資本比率告示第 80 条第 1 項において参照する標準的手法の要件を満たす場合には、対象となります。</p>
69	<p>「保証」（告示第 55 号第 8 条第 2 項に規定する者による保証を除く。）について CRM を適用している場合、被保証額を原債務者への信用の供与等の額から控除し、当該控除額相当を保証の提供者への信用の供与等の額と認識すればよいか。</p> <p>一方で、告示第 55 号第 8 条第 2 項に規定する者（しんきん保証基金等）による保証について CRM を適用している場合、被保証額を原債務者への信用の供与等の額から控除するものの、当該控除額相当を保証の提供者への信用の供与等とみなす必要はなく、被保証額を控除した残額が、原債務者への信用の供与等の額となるという理解でよいか。</p> <p>その理解でよい場合、例えば、以下の①・②のとおり、信用の供与等の額を算定すればよいか。</p> <p>①債務者 A に対する 100 万円の貸出金債権について、保証会社 B による保証が 100 万円設定されており、自己資本比率の算定上、当該保証を用いて信用リスク・アセットを削減している場合。</p> <p>→債務者 A に対する信用の供与等の額</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>= 0 万円 保証会社 B に対する信用の供与等の額 = 100 万円（被保証額）</p> <p>②債務者 A に対する 100 万円の貸出金債権について、しんきん保証基金による保証が 100 万円設定されており、自己資本比率の算定上、当該保証を用いて信用リスク・アセットを削減している場合。 →債務者 A に対する信用の供与等の額 = 0 万円 しんきん保証基金に対する信用の供与等の額 = 0 万円</p>	
70	<p>「適格金融資産担保」により保全される額は、当該担保の時価により算出するとの理解でよいか。</p>	<p>自己資本比率告示に基づいて算出を行ってください。</p>
71	<p>「適格金融資産担保」について CRM を適用している場合の「当該手段により債務を負担する者（当該手段に係る発行者がある場合にあっては当該発行者）」の解釈については、下記のとおりでよいか。</p> <p>①債務者 A に対して貸出しを行う際に、当該債務者 A から B 社の社債（適格金融資産担保）を差し入れてもらっている場合には、その保全額を「B 社（社債の発行者）」に対する信用の供与等とみなす。</p> <p>②債務者 A に対して貸出しを行う際に、担保提供者 C（第三者）から B 社の社債（適格金融資産担保）を担保として提供してもらっている場合には、担保提供者 C ではなく、その保全額を「B 社（社債の発行者）」に対する信用の供与等とみなす。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
72	<p>マチュリティ・ミスマッチ（信用リスク削減手法としての担保等の残存期間が保全されている債権の残存期間を下回る状況）の発生時において、①信用リスク削減手法を適用できない場合、②原債務者の信用の供与等からの控除額（エクスポージャーの削減額）の計算方法—については、大口信用供与等規制上も自己資本比率規制（自己資本比率告示（告示第 21 号）第 129 条・第 130 条）と同様の考え方にに基づき取り扱えばよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
▼第 14 条の 2 第 3 項関係（基準自己資本額）		
73	<p>大口信用供与規制上の自己資本額の算出において、国際統一基準行は Tier 1 からその他有価証券評価差額金（その他有価証券の含み益）や繰越ヘッジ損益を控除する必要がな</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	い。一方、株式・社債等の時価評価資産（信用供与）は、時価から含み益等を控除する方式（簿価ベースの信用供与額）という理解でよいか。	
▼第 14 条の 4 関係（特殊関係者）		
74	銀行法施行規則第 14 条の 4 において、「特殊の関係のある者」から「関連法人等」を削除した趣旨を教えてください。銀行の健全性の観点からは、関連会社等を通じて大口信用供与規制の潜脱がなされる可能性があると思われることから、特段、理由がなければ、削除しない方がよいと思う。	公平な競争条件の確保の観点から国際合意と整合的な内容としております。 なお、規制の潜脱を目的とする信用の供与等については、銀行法第 13 条第 5 項の適用を受けるとなります。
▼第 14 条の 6 の 2 関係（グループ内取引）		
75	以下の理解でよいか。 ①持株会社とその傘下の子銀行との間の与信取引は、適用外。 ②同一の持株会社傘下にある子銀行間の与信取引は、適用。	① 貴見のとおりです。 ② 貴見のとおりです。
76	銀行法施行規則第 14 条の 6 の 2 について、銀行法第 13 条第 3 項第 2 号には、特段、内閣府令への委任の根拠がないのに、銀行法施行規則案第 14 条の 6 の 2 のような定義規定を置くことは無理があるのではないかと。 銀行法第 58 条に基づき、「この法律を実施するため必要な事項」として、定義規定まで設けられるという考えだとしたら無理があると思う。特段、理由がなければ、銀行法施行規則案第 14 条の 6 の 2 は削除した方がよいと思う。	銀行法第 13 条第 6 項の規定に基づき、銀行法施行規則第 14 条の 6 の 2 を規定しております。
▼その他		
77	銀行法施行規則第 34 条の 16 第 12 項で「当該子会社」を「当該持株会社の子会社」に改める趣旨を教えてください（各号においては「当該子会社」に先行する「子会社」がないという法制執務上の理由からか）。	銀行法施行規則第 34 条の 16 第 12 項各号に列挙されている子会社以外の持株会社の子会社の経営管理も行えることを明確化いたしました。
78	銀行法施行規則第 34 条の 28 の 2 を新設して、今まで空振り規定であった内閣府令事項を新設する背景（立法事実）を教えてください。	規定をしなくとも子会社は対象となっていました。子法人等も対象とする必要があるため、規定いたしました。
●告示第 51 号		
▼第 1 条第 1 項第 5 号		
79	「同一人自身の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者」については 2014 年 10 月 17 日のパ	貴見のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ブリックコメントの回答において、「同一人自身の信用不安時に適時に他者から資金調達を行うことにより、財務上の問題又は連鎖破綻を回避できることが明らかな者などが考えられます。なお、当該判断を行うにあたって当局に対する承認等の手続は不要です。」との考え方が示されているが、この考え方には変更がないとの理解でよいか。	
▼第4条		
80	現状、告示第51号第4条において、自己資本比率告示を参照したオフバランスのデリバティブ取引に関するエクスポージャーの計算手法が定められている。本件については2014年10月17日のパブリックコメントの回答において、「各行が自己資本比率を算出するにあたって採用する手法による算出が認められる」との考え方が示されている。引き続き、各行が、自己資本比率規制で選択した計測手法を用いることができるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
●告示第55号		
▼第3条第1号		
81	改正案では、「自己資本比率告示第七十二条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供」と改正されているが、その改正の趣旨及び解釈（具体的にどのようなケースを想定しているかなど）を教えてほしい。	自己資本比率告示（告示第21号）が改正されたことにより、オフ・バランス取引のうち、現金又は有価証券による担保の提供に係る取引の一部が大口信用供与等規制の対象外となってしまうため、従前と同様に全ての現金又は有価証券による担保の提供が対象範囲に含まれるよう改正するものです。
●主要行等向け監督指針等		
▼Ⅲ—2—3—2—2—2（1）（経済的相互依存関係）関係		
82	「少なくとも当該銀行のTier1資本の額」と記載されているが、本項目の国内基準行における取扱いを確認したい。	御意見等も踏まえ、左記の点については、国際統一基準行を対象とした留意点である旨を明記いたしました。
83	あくまで経済的な相互依存関係が認められる者への信用の供与等の額も考慮した大口与信管理が求められるものであり、大口信用供与規制の対象ではないという理解でよいか。	今回の改正は、バーゼル合意の内容も踏まえ、資本関係はないものの、経済的相互依存関係が認められる者についても、同一の受信者グループとして管理する等の考慮を大口与信管理上求めるものです。 かかる受信者グループの管理を行った場合に、一の受信者グループへの与信額が大口信用

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>供与等規制の信用供与等限度額を超過した場合であっても、直ちに同規制に抵触するものではありませんが、このような場合、主要行等向け監督指針記載の主な着眼点等を踏まえ、銀行において当該受信者グループへの与信集中の実態を踏まえた適切な対応がなされているかについて継続的に監督を行っていくことが考えられます。</p>
84	<p>大口信用供与規制そのものは銀行法、同政令・施行規則・告示において定められている内容であって、主要行等向け監督指針上の大口与信管理で定められる「経済的な相互依存が認められる者」への与信については、仮に大口与信管理において考慮した結果、信用供与の額が Tier 1 資本等の基準資本の 25% を超える場合であっても、銀行法上の規制に直ちに抵触せず、限度額超過の申請は不要との理解でよいか。</p>	<p>本改正は、バーゼル合意の内容も踏まえ、資本関係はないものの、経済的相互依存関係が認められる者についても、同一の受信者グループとして管理する等の考慮を大口与信管理上求めるものです。</p> <p>かかる受信者グループの管理を行った場合において、一の受信者グループへの与信額が大口信用供与等規制の信用供与等限度額を超過した場合であっても、直ちに同規制に抵触するものではありませんが、このような場合、主要行等向け監督指針記載の主な着眼点等を踏まえ、銀行において当該受信者グループへの与信集中の実態を踏まえた適切な対応がなされているかについて継続的に監督を行っていくことが考えられます。</p>
85	<p>「当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者への信用の供与等の額」の把握・更新の頻度は、大口与信管理の運用上、債務者の信用状況を踏まえつつ、合理的に必要な範囲との理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、バーゼル合意の内容も踏まえ、資本関係はないものの、経済的相互依存関係が認められる者についても、同一の受信者グループとして管理する等の考慮を大口与信管理上求めるものです。</p> <p>このため、経済的相互依存関係が認められる者の与信額の把握や更新の頻度については、一義的には銀行において御検討いただくこととなりますが、改正の趣旨も踏まえ、大口与信管理を行うことが望ましいと考えられます。</p>
86	<p>「当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者への信用の供与等の額も『考慮』した大口与信管理」とは、与信先と経済的な相互依存関係を有する者への与信を厳密に特定し、それを当該与信先を合算して管理する方法以外にも、例えば、大口与信管理上、大口与信先の破綻時の他の与信先への波及影響を断片的なデータや外部データ等に基づき、一定の仮定や推定計算の下で分析・評価している場合も含まれ得るとの理解でよいか。</p>	<p>大口与信管理において、経済的相互依存関係を考慮することを求める趣旨は、一の与信先が破綻した場合に、連鎖破綻する可能性の高い受信者グループを銀行において把握し、これに対する管理を求める趣旨です。</p> <p>具体的な管理に当たっては、かかる趣旨を踏まえた管理を検討することが求められますが、例えば、経済的相互依存関係の判断のため、銀行において合理的に取得・収集した情報等に基づいて保守的に収支額の推計を行う、保守的な仮定に基づき一の受信者の破綻の影響を検討し、受信者グループの画定を行う等の方法も許容されるところです。</p>
87	<p>「経済的な相互依存関係が認められる者」の範囲については、実務上把握が困難又はデ</p>	<p>本改正案において経済的相互依存関係が認められる者として挙げている類型については、い</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>一々の入手可能性に制約がある場合等においては、各銀行において、大口与信管理上、合理的に必要と考えられる範囲で対応すればよいという理解でよいか。</p>	<p>いずれも同一の受信者グループとして管理する等の考慮を大口与信管理上行うことが適切であると考えられます。</p> <p>他方で、経済的相互依存関係の有無の判断のために、悉皆的に全ての与信先にヒアリング等を義務付ける趣旨ではなく、改正の趣旨を踏まえ、銀行において取得・収集可能な情報等に基づいて判断を行うことも許容されると考えられます。</p>
88	<p>「経済的な相互依存関係が認められる者」に該当する対象先を特定する上で、大口与信管理上、合理的な基準を定め、それに基づき抽出・調査することも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>「経済的相互依存関係が認められる者」については、本改正案においてお示ししているとおりのですが、経済的相互依存関係の有無の具体的判断に当たっては、銀行において定性面・定量面から合理性のある基準を設け、これを判断することも許容されると考えられます。</p>
89	<p>「経済的な相互依存関係が認められる者」を特定する上で、「与信の一部」や「製品等の大部分」等の曖昧な記載部分に関しては、各行の実務に照らして判断するとの理解でよいか。</p>	<p>本改正において御指摘の点について定量的な基準を設けることは予定しておらず、改正の趣旨を踏まえ、実務に照らして合理的に御判断いただければ結構です。</p>
90	<p>「複数の者が資金調達の大部分を同一の資金提供者に依存しており、当該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つけることができない場合」という文言内の「資金提供者」は銀行（又は金融機関）を含まないとの理解でよいか。</p>	<p>まず、「資金提供者」に経済的相互依存関係を検討する金融機関自身を含める必要はありません。</p> <p>他方で、仮に、自ら Tier 1 資本の額の 5% 以上の信用の供与等を行っている先が、他の金融機関に資金調達の「大部分」を依存しているといった状況が想定される場合には、連鎖破綻の可能性等を御検討いただくのが適切であると考えております。</p>
91	<p>「経済的な相互依存関係が認められる者」が「財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合」には、告示第 51 号第 1 条第 1 項で定められている「合算関連法人等から除かれる者」の上場企業、他の法人等の子会社又は連結子会社、受信者の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
92	<p>「主要行等向け監督指針」Ⅲ-2-3-2-2-2(1)及び(8)の内容は、「中小・地域金融機関向け監督指針」には記載されず、Ⅲ-2-4-2(注)において「国際統一基準行においては、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2(1)及び(8)を参照し、これらに準じた大口与信管理を行うものとする。」と記載されている。よって、当該内容は「中小・地域金融機関向</p>	<p>経済的相互依存関係については、国際統一基準行にのみこれを適用することとし、主要行等向け監督指針においてもその旨を明記いたしましたので、御確認ください。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「監督指針」の適用範囲内の国内基準行に適用されないと解釈される。</p> <p>「主要行等向け監督指針」の適用範囲内の国内基準行についても、中小・地域金融機関に区分される国内基準行と同様に扱われるものであり、当該内容が適用されないと解釈してよいものと思料するが、念のため確認したい。</p> <p>また、上記の趣旨に照らし、監督指針の表記の明瞭性を高める必要がないか、確認してほしい。</p>	
▼Ⅲ—2—3—2—2—2（8）（追加的なリスク・ファクター）関係		
93	<p>証券化スキームにおいては、原資産から発生するキャッシュフローと組成された証券として支払うべきキャッシュフローの mismatches・リスクを軽減する目的で派生商品取引を内包することがあります（例えば、固定金利の住宅ローンを原資産とした変動金利の証券化を組成する場合において、金利キャップ取引を内包するケースなど）。</p> <p>当該派生商品取引は、市場リスクを削減するための取引であり、当初カウンター・パーティーの外部格付引下げ時の相手先変更や CSA 契約によるリスク削減策が設けられている場合、本質的なリスクは証券化の原資産（上記例では、住宅ローン債権）に限定されているため、必ずしも追加的な与信管理を行う必要はないと考える。</p> <p>主要行等向け監督指針における本記載は、リスク要因に応じて上記のような判断を各金融機関が実施し、適切と考える与信管理を実施するという解釈でよいか。</p>	<p>証券化取引に該当する以上、個別資産が自己資本の 0.25%以上のものについては、ルックスルーを行い、個別資産の内容の確定が困難なものについては、擬似同一人としての信用の供与等になります。</p>
94	<p>追加的なリスクの合算管理に当たって、実務上把握が困難又はデータの入手可能性に制約がある場合等においては、各銀行において、大口与信管理上、合理的に必要と考えられる範囲で対応すればよいという理解でよいか。</p>	<p>追加的なリスクの有無の判断においても、悉皆的な調査等を求める趣旨ではなく、改正の趣旨を踏まえ、銀行において合理的に取得・収集可能な情報等に基づいて判断を行うことも許容されると考えられます。</p>
95	<p>追加的なリスクの合算管理の検討に当たって、検討範囲に合理的な閾値・基準（例えばファンドや証券化商品等への単体与信が Tier 1 資本の 5%、エクスポージャー額が Tier 1 資本の 0.25%以下のストラクチャーや非遡及型（ノンリコース）証券化商品等を対象外、等）を設け、それに基づき抽出・調査することも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>追加的なリスクの検討要素も様々であることから、一律に閾値を設けることは想定していませんが、銀行の与信管理上、改正の趣旨を踏まえ、一定の範囲で閾値を検討の上、管理を行うことを否定するものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
96	<p>必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではないものの例として、ファンドの運用資産の分別管理等、幾つかの例があげられている。ただし、あくまでも例示であり、記載されている内容以外でも、ストラクチャー等の実態等を踏まえて連鎖的な倒産懸念が無いと判断できるものについては、追加的なリスク・ファクターとしての管理は不要として問題ないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>▼Ⅲ—2—3—2—6（5）（大口信用供与）関係</p>		
97	<p>バーゼル銀行監督委員会の規則文書（「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」、2014年4月15日公表）パラグラフ66には、「ストレス状況下では、銀行間市場の安定性を確保するため、監督当局は、銀行間エクスポージャーの上限の超過を事後的に許容する必要がある」との記載がある。</p> <p>本邦においても、この記載の趣旨を踏まえた枠組み・運用についての検討をお願いしたい。</p>	<p>左記のような状況下において、信用供与等限度額の超過が見込まれる場合において、「やむを得ない」と認められるときは、あらかじめ一定の枠内においてコールローンの超過について特例承認を行うことが考えられます。</p> <p>なお、御要望等も踏まえ、主要行等向け監督指針及び中小・地域金融機関向け監督指針を修正いたしました。</p>
98	<p>大口信用供与に関して、（5）②ロ.で、「信用リスク削減手法を用いることにより、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超過しない場合」は、超過解消に向けた計画を求めないものとする扱いとなっているが、これは2014年の改正が信用リスク削減手法を認めていなかったことを踏まえた監督指針での措置であり、今回の改正で不要となることから削除すべきではないか。</p>	<p>御意見等を踏まえ、主要行等向け監督指針及び中小・地域金融機関向け監督指針を修正いたしました。</p>
99	<p>信組業界の信用保証スキームは、信組業界の業務運営上及び信用度において劣る中小企業・小規模事業者や生活者等への資金の安定供給上、極めて高い重要性を有するものと考えており、したがって、本スキームの制度的安定性が最大限確保されることが必須と考える。</p> <p>そこで、本スキームに関して、信用リスク削減手法（CRM）適用により当会グループの信用供与等額が限度額を超過した場合であっても、会員信用組合の組合員向け小口金融（1件当たり数百万円程度の小口債権）を円滑に行う上で、その解消は困難であるというビジネスモデルの特性を踏まえ、限度額を超えるやむを得ない場合に該当するものと考えている。よって、限度額超過の解消に向けた計画を求めない承認の対象となり得ると考えるが、それでよいか。</p>	<p>個別具体的な事案に即し判断することとなりますが、御指摘の信用保証スキームについて「やむを得ない理由」が認められる場合、信用供与等限度額の超過を承認する場合もあり得るものと考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●その他		
100	<p>バーゼル銀行監督委員会では大口信用供与等規制の対象外のエクスポージャーで自己資本の10%以上の先や上位20のエクスポージャーについて金融当局への報告を求めているが、本邦でも同様の取扱いとなるのか。</p>	<p>当局への報告の取扱いについては、国際合意の内容等も踏まえ検討してまいります。</p>